

富山市へ転入された新入生のみなさまへ

富山市内をめぐってみませんか？

AMAZING TOYAMA



自動車運転免許
取得費用

富山市PRキャラクター
やまやま&くすくす

補助します！

※令和8年度から制度が変わります。

富山市

富山市大学生等定住促進事業補助金

※令和8年度から制度が変わります。

AMAZING TOYAMA

■ 交付要件

I 自動車運転免許取得費用補助 <対象：新入生>

富山市内にある大学等※1に入学するために、富山市外から富山市内へ転入（住民登録）した富山市在住の新入生※2で、自動車運転免許取得のために自動車教習所に通い、運転免許を取得した学生

※1 大学等とは・・・大学、大学院、短期大学、専修学校及び高等専門学校

※2 新入生とは・・・新1年生のほか、留学生や他大学から新たに入学した大学院1年生、編入生（高等専門学校は4年生以上）を含みます。

II 富山市魅力発信補助 <対象：Iの交付を受けた学生>

上記Iの交付を受けた学生のうち、富山市での暮らし※3を写真などを用いてSNS等で発信し、富山市のPRを行った学生（Iの交付の翌年度～翌々年度を対象）

※3 富山市での暮らしとは・・・車で出かけた県内スポットや学生生活の中で感じる富山市の魅力など

■ 交付額

- | | |
|---------------|------------------------------|
| I 自動車運転免許取得費用 | 10,000円／人 |
| II 富山市魅力発信補助 | 5,000円／回（1人あたり最大4回(20,000円)） |

■ 申請手続き

<申請先>

富山市役所 企画調整課（本庁舎東館5階）
とやま市民交流館（C i Cビル3階）
五福地区センター

<Iの申請期間>

2026年4月1日 から 2027年3月31日まで

<Iの申請の際に必要な書類>

- 1 交付申請書
- 2 振込依頼書 ※通帳など、振込口座のわかるものを持参ください。
- 3 新入生であることを証明する書類等の写し（学生証 又は 在学証明書）
- 4 申請者本人が教習料を支払ったことを証明する領収書の写し
- 5 取得した自動車運転免許の写し

①と②の様式は、富山市役所 企画調整課（本庁舎東館5階）、とやま市民交流館（C i Cビル3階）、五福地区センターにあります。また、富山市ホームページからもダウンロードできます。

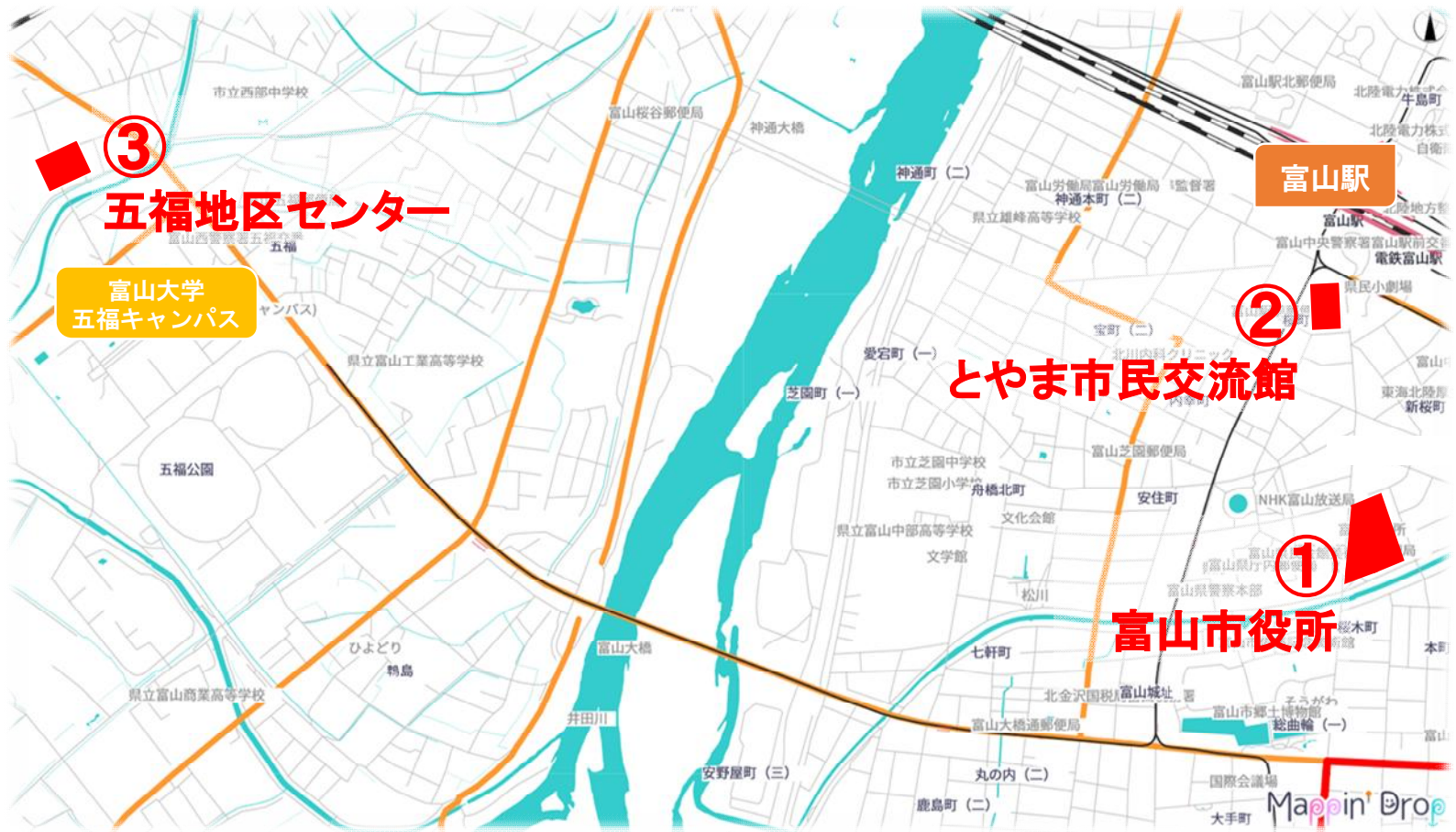


※IIの「富山市魅力発信補助」の手続きは、Iの交付決定者に直接ご案内します。

詳しくは・・・

富山市役所 企画調整課（本庁舎東館5階） TEL 076-443-2277 までお問合せください。

転入（住民票登録）手続き・補助金の申請は、 市役所 または 地区センターで



			<受付時間>
① 富山市役所 〒930-8510 富山市新桜町7番38号	転入手続き 補助金申請	市民課（東館1階） TEL 076-443-2050 企画調整課（東館5階） TEL 076-443-2277	午前8時30分から 午後5時15分まで （月曜日～金曜日）
② とやま市民交流館 〒930-0002 富山市新富町一丁目 2番3号C i Cビル3階	転入手続き 補助金申請	いずれも可能です。 TEL 076-444-0640	午前10時から 午後7時30分まで ※転入手続きは午後 7時まで。 ※土曜、日曜、祝日、 休日も業務を行っ ております。
③ 五福地区センター 〒930-0887 富山市五福4431番地1	転入手続き 補助金申請	いずれも可能です。 TEL 076-432-6363	午前8時30分から 午後5時15分まで （月曜日～金曜日）

入学・就職・転勤等による引越して、住所を異動される方は、
「正確な住所の届出」が必要です！

- 住民票の住所の異動届（転出届・転入届・転居届など）は、国民健康保険及び国民年金の資格の確認や、選挙人名簿への登録などにつながる大切な手続きです。
- マイナンバーカードには、最新の住所を記載する必要があります。引越し先の市区町村にマイナンバーカードを持参し、必要な手続きを行ってください。

- 「転出届」は、マイナポータルを通じてオンラインで提出できます。



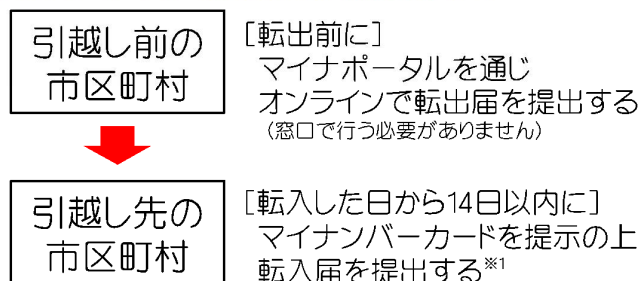
（正当な理由がなく住民票の異動の届出をしない場合、5万円以下の過料に処されることがあります。）



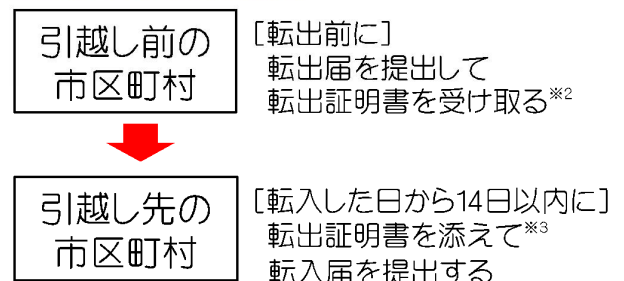
◆住民票の異動届（転出届、転入届、転居届等）の手続方法

◎他の市区町村に転出・転入する場合

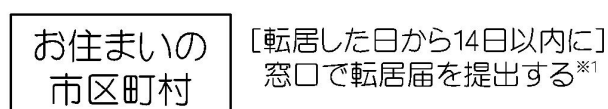
＜オンラインでの届出（推奨）＞



＜窓口での届出＞



◎同一の市区町村内で転居する場合



- ※1 マイナポータル等を通じて、転入（転居）届の提出のために来庁予定の連絡ができます。
- ※2 マイナンバーカードをお持ちの方は、転出証明書の受取りはありません。
- ※3 マイナンバーカードをお持ちの方は、マイナンバーカードを提示してください。

詳しくは、お住まいの市区町村の窓口へお問い合わせください。